

＜最高裁判例⑤＞昭和 55 年 3 月 27 日最高裁判所第一小法廷

玉名労働基準監督署長事件

テーマ	障害等級の認定について、身体の部位の機能障害とこれより派生した神経障害が併存している場合に、障害等級の繰上げをするかどうか。	
テキスト	労災 p.64	
出題実績	■	労災 2502D
ストーリー	<p>X は、A 社に機械工として勤務していたが、右下肢に業務上の負傷をした。その後治ゆしたが、身体障害が残存するとして、Y 労基署長に労災保険法に基づく障害補償給付を請求した。X には右 ^{しつかんせつ}膝関節部に機能障害、同一部位に神経障害があり、Y 労基署長は前者が 10 級の 10 に、後者が 12 級の 12 にそれぞれ相当すると認めたが、両者が同一部位の主従関係にあるから別個独立の障害とみることはできないとして、「併合繰上げ」を認めず、重い方の 10 級の 10 と認定した。</p> <p>X は、これを不服として、訴えを提起した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>二つの障害は、同一部位のもので独立した障害ではないから、一つの障害と判断します。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: 45%;"> <p>10 級と 12 級なのだから、重い方の等級を 1 級繰り上げて「9 級」だろう！</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>Y 労基署長</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>労働者 X</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>機能障害とこれにより派生した神経症状とを包括して一個の身体障害と評価し、その等級は機能障害の等級とし、繰り上げるべきものではない。(労働者 X 敗訴)</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>10 級の 10「著しい機能障害」+ 12 級の 12「がん固な神経障害」→ 9 級？ 10 級？</p> </div>	
	<p>原審の確定した事実関係のもとにおいて、X の身体障害について労災保険法施行規則別表第 1 所定の障害等級を認定するにつき、X の右膝関節部における機能障害とこれより派生した神経症状とを包括して一個の身体障害と評価し、その等級は前者の障害等級によるべく同規則 14 条 3 項の規定により等級を繰り上げるべきものではないとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用するはできない。</p>	